

特別養護老人ホームひまわり園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中江報徳園が開設する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、自然災害対策や災害発生後の事業継続に向けた協力体制の構築や感染対策など密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称など)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする

- 1 名 称 特別養護老人ホームひまわり園
- 2 所在地 鹿児島市犬迫町5407番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- 1 管理者 1名
従業者及び業務の一元的な管理等
- 2 医師 1.1名以上（常勤・非常勤）
健康管理及び療養上の指導等
- 3 生活相談員 1.4名以上（常勤・非常勤）
生活全般の相談及び助言・指導等
- 4 介護職員 33名以上（常勤・非常勤）
介護業務全般（身体的・精神的ケアなど）
- 5 看護職員 3名以上（常勤・非常勤）
看護業務全般（心身の健康管理・健康維持のための指導、保険衛生管理、服薬管理など）
- 6 栄養士又は管理栄養士 1名以上（常勤・非常勤）
食事の献立作成、栄養計算、栄養指導、栄養ケア計画作成等
- 7 機能訓練指導員 1名以上（常勤・非常勤）
心身機能の維持・向上、個別機能訓練計画作成等
- 8 介護支援専門員 1.1名以上（常勤・非常勤）
自立支援に基づいたケアプランの作成等
- 9 事務職員 適宜（常勤・非常勤）
事務処理全般（施設の経理事務、営繕、職員処遇など）

(入所定員)

第5条 当該施設の利用定員は、110名とする。
災害時などやむを得ない場合を除き、入所定員を超えて入所させない。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載の負担割合とする。

(1) 施設サービス

(2) 退院時指導 等

2 その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用…1日1,650円とする。

但し、食費の基準費用額により特定入所者介護サービス費が施設に支払われた場合は、食費の負担限度額とする。尚、利用者の負担限度額については「重要事項説明書」による。

(2) 居住に要する費用 イ) 従来型個室…1日1,231円

ロ) 多床室 …1日 915円 とする。

但し、居住費の基準費用額により特定入所者介護サービス費が施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額とする。尚、利用者の負担限度額については「重要事項説明書」による。

(3) 理美容代…実費額

(4) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの…実費額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明の上支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(要介護認定に係る援助)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(事故発生の防止及び対応)

第8条 事故の発生・再発防止の為、以下に定める措置を講じる。

(1) 介護事故発生の防止及び再発防止のため、福祉安全委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置する。

(2) 介護事故予防や再発防止のための職員研修を定期的実施する。

(3) 事故の状況、採った処置について記録を残す。

(4) サービス提供により、賠償すべき状況が発生した時は、損害賠償を行う。

(5) 事故発生防止の措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

(協力医療機関など)

第9条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携期間を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(緊急時における対応)

第10条 サービス提供により利用者の病状に急変、その他緊急事態及び事故が発生したときは、即やかに協力医療機関、家族、主治医、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第11条 施設が保有する利用契約者等の個人情報取得、管理、利用、開示、委託に関し、法令その他関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ることとする。

- 2 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用する。
- 3 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人等の同意を得ることとする。
- 4 利用者等が、自己の個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応する。
- 5 事業所及び職員は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに務めるものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意をあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(苦情処理)

第13条 提供した施設サービスに係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、担当者を配置する。

- 2 市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは市町村職員からの質問もしくは照合に応じ、市町村が行う調査に協力すると共に指導又は、助言に従って必要な改善を行う。
- 3 国民健康保険団体連合会等からの苦情に関しての調査に協力するとともに、指導・助言を受け入れ必要な改善を行うと共に、その改善の内容を報告する。

(施設サービス計画書の作成)

第14条 利用者の心身の状況、本人・家族の意向を踏まえたうえで、援助の目標と目標達成のための具体的サービス内容を記載した施設サービス計画書を作成する。

- 2 この施設サービス計画書の作成に当たっては、本人・家族に説明し、同意を得ることとする。
- 3 この施設サービス計画書は、利用者又は家族に交付することとする。

(記録の整備)

第15条 施設事業所は職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 完結の日とは、個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指す。

(衛生管理)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、感染症の予防及び蔓延対策のため

委員会を設置し、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

3 空調設備等により施設内の適温の確保に努めるものとする。

(事業継続計画)

第17条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して必要な介護サービスを受けられるよう体制を構築し、事業者は業務継続計画の策定し、他介護サービス事業と連携し年1回以上の研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

(非常災害対策)

第18条 天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。なお、具体的な非常災害時などの対策については、立地環境を考慮の上、個別に行動手順等を計画作成した社会福祉法人中江報徳園の防災管理要綱（火災・地震・風水害等）を適用するものとし、被害状況を把握の上、法人関係職員全体で対処するものとする。

2 非常災害に備え、年2回定期的に避難訓練を行う。また地域との連携を密にするため地域住民との共同訓練への参加も求めるように努めるものとする。

(虐待防止)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備する

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(ハラスメント防止措置)

第21条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止する。

(口腔衛生について)

- 第22条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を次のように計画的に行う。
- (1) 歯科衛生士が介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
 - (2) 入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直しを行う。

(栄養ケアマネジメント)

- 第23条 日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。事業所は栄養ケアマネジメントを適正に提供できるように次の取り組みを行う。
- (1) 入所者の栄養状態を入所時に把握し関係職種の職員が共同して入所者ごとの摂食・嚥下機及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成する。
 - (2) 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、定期的に記録する。
 - (3) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて栄養ケア計画を見直す。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第24条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。又他の利用者の迷惑にならない様、従事者の指示に従うこととする。

(その他運営についての留意事項)

- 第25条 介護職員の質的向上を図るための研修の機会年間計画として実施し、技術、知識の習得に努める。
- 2 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 この規程に定めのない事項については、法人と事業所との協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年	4月	1日から施行する
この規程は平成14年	4月	1日から施行する
この規程は平成17年10月	1日から施行する	
この規程は平成19年12月	1日から施行する	
この規程は平成25年	4月	1日から施行する
この規程は平成26年	3月	1日から施行する
この規程は平成26年	3月10日	から施行する
この規程は平成27年	8月	1日から施行する
この規程は平成28年	4月	1日から施行する
この規程は平成30年	4月	1日から施行する
この規程は令和 元年10月	1日から施行する	
この規程は令和 3年	4月	1日から施行する
この規程は令和 5年	9月	1日から施行する
この規程は令和 6年	8月	1日から施行する
この規程は令和 8年	8月	1日から施行する